

□□ 他自治体の子どもに関する条例

住民政策提案 「那珂川市子どもの権利条例」	福岡県宗像市 「宗像市子ども基本条例」(施行日：2012年4月1日)	神奈川県川崎市 「川崎市子どもの権利に関する条例」(施行日：2001年4月1日)
<p>【特徴】</p> <ul style="list-style-type: none"> 子どもの権利が尊重されるまちづくりの実現を目的とし、主に子どもの権利を保障するための取り組みを定めている。 子どもの権利の回復を図るための救済制度（権利救済委員）の設置 	<p>【特徴】</p> <ul style="list-style-type: none"> 子どもの権利の保障を含め、子育て施策の基本となることを定めている。 子どもの権利の回復を図るための救済制度（権利救済委員、子どもの権利相談室（ハッピークローバー）の設置） 施策、行動計画の実施状況及び子どもの権利の保障状況について毎年度検証している 11月20日を「宗像市子どもの権利の日」に設定 	<p>【特徴】</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本で最初に「子どもの権利条例」を策定 子どもが自主的・自発的に開くことができる「川崎市子ども会議」の開催 権利侵害に関わる子どもの相談・救済について（人権オンブズパーソン）の設置） 虐待、体罰について明記 11月20日を「かわさき子どもの権利の日」に設定
<p>【前文】</p> <p>第1章 総則(第1条～第3条)</p> <p>第2章 人間として大切な子どもの権利(第4条～第8条)</p> <p>第3章 家庭、子ども施設、地域における権利の保障(第9条～第11条)</p> <p>第4章 子どもにやさしいまちづくりの推進(第12条～第14条)</p> <p>第5章 子どもの権利救済(第15条・第16条)</p> <p>第6章 検証(第17条～第19条)</p> <p>第7章 雑則(第20条)</p> <p>わたしたちは、先に男女共同参画都市であることを宣言し、男女平等の人権を尊ぶまちとしてスタートすることを決意しました。</p> <p>緑と清流に恵まれたこの市の将来は、感性豊かな子どもたちの双肩にかかっています。わたしたちの未来の希望である子どもたちは、人間として生きていくための当然の権利があります。その権利が保障され健やかに成長していくことができます。子どもたちは自分の権利を学ぶと共に、他人の権利を大切にし、おたがいの権利を尊重することができます。子どもたちは、人格と個性を尊重し合い、共に支え合う共生社会の実現をめざす社会の大切な一員として、大人や子どもたちどうして力を合わせて、将来のまちづくりを担う大切な仲間です。</p> <p>その意味で、国連での「児童の権利に関する条約」を締結した我が国はその理念に基づき、那珂川市が、子どもの権利を尊重し大人と共に心豊かなまちづくりを未来に向かっての歩みを続けていくことを願って、この条例を制定します。</p>	<p>【前文】</p> <p>第1章 総則(第1条～第3条)</p> <p>第2章 子どもの権利(第4条～第8条)</p> <p>第3章 保護者、市民等、子ども関係施設及び市の役割(第9条～第12条)</p> <p>第4章 子どもにやさしいまちづくり(第13条～第17条)</p> <p>第5章 啓発(第18条～第20条)</p> <p>第6章 子どもの権利の侵害に対する救済と回復(第21条～第26条)</p> <p>第7章 施策の検証(第27条)</p> <p>第8章 雑則(第28条)</p> <p>子どもは、夢と希望に満ちた、かけがえのない存在です。また、どの子も自分らしく健やかに成長し、伸びる可能性を持っています。</p> <p>その可能性の芽を摘み取らずに成長させることが、今、大人に問われています。</p> <p>子どもは、一人ひとりが権利の主体です。あらゆる差別や暴力から守られ、豊かな愛情のもとで、生き、育ち、参加する権利があります。</p> <p>大人は、子どもの最善の利益を保障しなければなりません。そのためには、子どもの気持ちをしつかりと受け止め、一緒に考えたり、体験させたり、教え導いていくことが大切です。</p> <p>宗像市は、昔から交通や文化の要衝の地であり、人と人とのふれあいを大切にしてきたまちです。今もその精神がいきづいています。</p> <p>子どもは、そのふれあいの中で、自分と同じように相手のことを大切にする心や、社会の一員としての役割やルールを学ぶことができます。</p> <p>子どもが自らの可能性を伸ばし、自分の将来に夢を持てるまちは、すべての人にやさしく、希望に満ちたまちになります。</p> <p>宗像市は、「子どもの権利」「大人の責務」「子どもにやさしいまち」を3つの柱とし、子どもの健やかな成長が保障されるまちづくりを、子どもも大人も共に手を取り合って進めていくことを宣言し、この条例を制定します。</p>	<p>【前文】</p> <p>第1章 総則（第1条～第8条）</p> <p>第2章 人間として大切な子どもの権利（第9条～第16条）</p> <p>第3章 家庭、育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利の保障</p> <p>第1節 家庭における子どもの権利の保障（第17条～第20条）</p> <p>第2節 育ち・学ぶ施設における子どもの権利の保障（第21条～第25条）</p> <p>第3節 地域における子どもの権利の保障（第26条～第28条）</p> <p>第4章 子どもの参加（第29条～第34条）</p> <p>第5章 相談及び救済（第35条）</p> <p>第6章 子どもの権利に関する行動計画（第36条・第37条）</p> <p>第7章 子どもの権利の保障状況の検証（第38条～第40条）</p> <p>第8章 雑則（第41条）</p> <p>子どもは、それぞれが一人の人間である。子どもは、かけがえのない価値と尊厳を持っており、個性や他の者との違いが認められ、自分が自分であることを大切にされたいと願っている。</p> <p>子どもは、権利の全面的な主体である。子どもは、子どもの最善の利益の確保、差別の禁止、子どもの意見の尊重などの国際的な原則の下で、その権利を総合的に、かつ、現実に保障される。子どもにとって権利は、人間としての尊厳をもって、自分を自分として実現し、自分らしく生きていく上で不可欠なものである。</p> <p>子どもは、その権利が保障される中で、豊かな子ども時代を過ごすことができる。子どもの権利について学習することや実際に行使することなどを通して、子どもは、権利の認識を深め、権利を実現する力、他の者の権利を尊重する力や責任などを身に付けることができる。また、自分の権利が尊重され、保障されるためには、同じように他の者の権利が尊重され、保障されなければならない、それぞれの権利が相互に尊重されることが不可欠である。</p> <p>子どもは、大人とともに社会を構成するパートナーである。子どもは、現在の社会の一員として、また、未来の社会の担い手として、社会の在り方や形成にかかわる固有の役割があるとともに、そこに参加する権利がある。そのためにも社会は、子どもに開かれる。</p> <p>子どもは、同時代を生きる地球市民として国内外の子どもと相互の理解と交流を深め、共生と平和を願い、自然を守り、都市のより良い環境を創造することに欠かせない役割を持っている。</p>

「住民政策提案」	「宗像市子ども基本条例」	「川崎市子どもの権利に関する条例」
<p>【条文】※各条例の条文は第一項のみ記載</p> <p>第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、子どもが自らの意思で成長・発達することの大切さを明確にし、子どもの成長のための最善の利益を第一に考え、子どもの権利の保障を図ることを目的とします。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「子ども」とは、18歳未満の人を言います。</p> <p>(責務)</p> <p>第3条市は、子どもの権利を尊重し、あらゆる機会を通じて、この条例を普及させるとともに、権利の保障に努めます。</p> <p>第2章 人間として大切な子どもの権利</p> <p>(子どもの大切な権利)</p> <p>第4条 この章に規定する権利は、子どもにとって自分らしく育ち、学び、成長にふさわしい生活をしていく上で、とりわけ大切なものとして保障されます。</p> <p>(安心して生きる権利)</p> <p>第5条 子どもは、安心して生きることができます。そのために、主として次に掲げる権利が保障されます。</p> <p>(1) 命が守られ尊重されること。(※第一号のみ記載)</p> <p>(自分らしく生きる権利)</p> <p>第6条 子どもは、人格が尊重され、自分らしくありのままで生きることができます。そのために、主として次に掲げる権利が保障されます。</p> <p>(1) 個性や他の者との違いが認められ、人格が尊重されること。(※第一号のみ記載)</p> <p>(意見を表明する権利や参加する権利)</p> <p>第7条 子どもは、自ら社会に参加することができます。そのために、主として次に掲げる権利が保障されます。</p> <p>(1) 自己表現や意見の表明ができ、それが尊重されること。(※第一号のみ記載)</p> <p>(必要に応じて支援を受ける権利)</p> <p>第8条 子どもは、その置かれた状況に応じ、必要な保護や支援を受けることができます。そのために、主として次に掲げる権利が保障されます。</p> <p>(1) 子どもまたはその家族の国籍、民族、性別、言語、宗教、出身、財産、障がいその他の置かれている状況を、原因または理由とした差別および不利益を受けないこと。(※第一号のみ記載)</p> <p>第3章 家庭、子ども施設、地域における権利の保障</p> <p>(家庭における権利の保障)</p> <p>第9条 保護者は、子どもが権利の主体者として成長していくために、家庭が果たす役割を認識し、子どもの権利を保障します。</p> <p>(子ども施設における権利の保障)</p>	<p>【条文】※各条例の条文は第一項のみ記載</p> <p>第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、子どもの権利を守るために、保護者、市民等、子ども関係施設及び市の責務並びに役割を明らかにするとともに、子どもにやさしいまちづくりの推進に関する施策の基本となる事項並びに子どもの権利侵害の救済及び回復に関する事項を定めることにより、将来にわたって子どもの権利及び健全な成長が保障されることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 子ども 市内に住所を有する18歳未満の者をいう。(※第一号のみ記載)</p> <p>(責務)</p> <p>第3条 保護者は、子どもの成長及び発達についての第一義的責任を持つことを認識し、その養育する子どもの権利を保障しなければならない。</p> <p>第2章 子どもの権利</p> <p>(安心して生きる権利)</p> <p>第4条 子どもは、安心して生きる権利を有しており、その権利を保障するため、主として次に掲げることが保障されなければならない。</p> <p>(1) 命が守られ、尊重されること。(※第一号のみ記載)</p> <p>(自分らしく生きる権利)</p> <p>第5条 子どもは、自分らしく生きる権利を有しており、その権利を保障するため、主として次に掲げることが保障されなければならない。</p> <p>(1) 個性が尊重され、その個性を伸ばすこと。(※第一号のみ記載)</p> <p>(豊かに育つ権利)</p> <p>第6条 子どもは、様々な経験を通して豊かに育つ権利を有しており、その権利を保障するため、主として次に掲げることが保障されなければならない。</p> <p>(1) 学ぶこと。(※第一号のみ記載)</p> <p>(意見を表明する権利)</p> <p>第7条 子どもは、自ら社会に参加し、意見を表明する権利を有しており、その権利を保障するため、主として次に掲げることが保障されなければならない。</p> <p>(1) 自分の気持ち又は考えを表現するために必要なコミュニケーションの力を伸ばす機会が得られること。(※第一号のみ記載)</p> <p>(子どもの役割)</p> <p>第8条 子どもは、自分の権利が尊重されるのと同様に、他の者の権利を尊重するよう努めなければならない。</p> <p>第3章 保護者、市民等、子ども関係施設及び市の役割</p> <p>(保護者の役割)</p> <p>第9条 保護者は、子どもの最善の利益を第一に考え、かつ、愛情をもって子どもの成長及び発達に応じた養育をしなければならない。</p>	<p>【条文】※各条例の条文は第一項のみ記載</p> <p>第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、子どもの権利に係る市等の責務、人間としての大切な子どもの権利、家庭、育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利の保障等について定めることにより、子どもの権利の保障を図ることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 子ども 市民をはじめとする市に關係のある18歳未満の者その他これらの者と等しく権利を認めることが適当と認められる者(※第一号のみ記載)</p> <p>(責務)</p> <p>第3条 市は、子どもの権利を尊重し、あらゆる施策を通じてその保障に努めるものとする。</p> <p>(国等への要請)</p> <p>第4条 市は、子どもの権利が広く保障されるよう国、他の公共団体等に対し協力を要請し、市外においてもその権利が保障されるよう働きかけを行うものとする。</p> <p>(かわさき子どもの権利の日)</p> <p>第5条 市民の間に広く子どもの権利についての関心と理解を深めるため、かわさき子どもの権利の日を設ける。</p> <p>(広報)</p> <p>第6条 市は、子どもの権利に対する市民の理解を深めるため、その広報に努めるものとする。</p> <p>(学習等への支援等)</p> <p>第7条 市は、家庭教育、学校教育及び社会教育の中で、子どもの権利についての学習等が推進されるよう必要な条件の整備に努めるものとする。</p> <p>(市民活動への支援)</p> <p>第8条 市は、子どもの権利の保障に努める市民の活動に対し、その支援に努めるとともに、子どもの権利の保障に努める活動を行うものとの連携を図るものとする。</p> <p>第2章 人間としての大切な子どもの権利</p> <p>(子どもの大切な権利)</p> <p>第9条 この章に規定する権利は、子どもにとって、人間として育ち、学び、生活をしていく上でとりわけ大切なものとして保障されなければならない。</p> <p>(安心して生きる権利)</p> <p>第10条 子どもは、安心して生きることができる。そのためには、主として次に掲げる権利が保障されなければならない。</p> <p>(1) 命が守られ、尊重されること。(※第一号のみ記載)</p> <p>(ありのままの自分での権利)</p> <p>第11条 子どもは、ありのままの自分でのいることができる。そのためには、主として次に掲げる権利が保障されなければならない。</p>

□□ 他自治体の子どもに関する条例

<p>第10条 子ども施設関係者は、子どもの権利が保障される中で、自ら主体的に考える力などを身につけられるように支援します。</p>	<p>(市民等の役割)</p> <p>第10条 市民等は、子どもは「社会の宝」であると認識し、子どもを温かく見守り、子どもが安心して過ごすことができるよう努めなければならない。</p>	<p>(1) 個性や他の者との違いが認められ、人格が尊重されること。</p> <p>(※第一号のみ記載)</p>
<p>(地域における権利の保障)</p>	<p>(子ども関係施設の役割)</p>	<p>(自分を守り、守られる権利)</p>
<p>第11条 住民は、子どもが権利の主体者として様々な人たちと関わる中で育つことを保障し、健やかに成長していくことができるよう努めます。</p>	<p>第11条 子ども関係施設は、子どもの最善の利益を第一に考え、かつ、愛情をもって指導又は援助を行い、子どもを育成しなければならない。</p>	<p>第12条 子どもは、自分を守り、又は自分が守られることができる。そのためには、主として次に掲げる権利が保障されなければならない。</p>
<p>第4章 子どもにやさしいまちづくりの推進</p>	<p>(市の役割)</p>	<p>(1) あらゆる権利の侵害から逃れられること。(※第一号のみ記載)</p>
<p>(意見表明や参画の促進)</p>	<p>第12条 市は、子どもの権利を保障するため、国、他の地方公共団体及び関係機関と連携するとともに、必要な施策を実施しなければならない。</p>	<p>(自分を豊かにし、力づけられる権利)</p>
<p>第12条 市や保護者、子ども施設関係者及び住民は、子どもが家庭、子ども施設および地域において、意見を表明し、参画することを尊重し支援します。</p>	<p>第4章 子どもにやさしいまちづくり</p>	<p>第13条 子どもは、その育ちに応じて自分を豊かにし、力づけられることができる。そのためには、主として次に掲げる権利が保障されなければならない。</p>
<p>(子どもの居場所)</p>	<p>(施策の推進)</p>	<p>(1) 遊ぶこと。(※第一号のみ記載)</p>
<p>第13条 市は、子どもが自分らしく生き、自由に遊び活動し、安心して人間関係をつくり合うことができる居場所の確保と充実に努めます。</p>	<p>第13条 市は、子どもの権利を保障し、子どもにやさしいまちづくりの施策を推進するため、行動計画を策定しなければならない。</p>	<p>(自分で決める権利)</p>
<p>(施策の推進)</p>	<p>(子どもの居場所づくり)</p>	<p>第14条 子どもは、自分に関することを自分で決めることができる。そのためには、主として次に掲げる権利が保障されなければならない。</p>
<p>第14条 市は、この条例に定める子どもの権利に関する施策を、総合的かつ計画的に実施するために、行動計画を作成し推進します。</p>	<p>第14条 市、市民等及び施設関係者は、地域において、子ども同士が遊び等の体験を通じ、豊かに成長できるよう、安全で安心な居場所づくりに努めなければならない。</p>	<p>(1) 自分に関することを年齢と成熟に応じて決めること。(※第一号のみ記載)</p>
<p>第5章 子どもの権利救済</p>	<p>(子どもの意見表明の機会の提供)</p>	<p>(参加する権利)</p>
<p>(子どもの権利侵害に関する相談、救済及び回復支援)</p>	<p>第15条 市は、子どもが意見表明を行うことができる機会を設けるよう努めなければならない。</p>	<p>第15条 子どもは、参加することができる。そのためには、主として次に掲げる権利が保障されなければならない。</p>
<p>第15条 市は、子どもの権利侵害に関する相談・救済機関を設置します。</p>	<p>(子育て支援)</p>	<p>(1) 自分を表現すること。(※第一号のみ記載)</p>
<p>(子どもの権利救済委員)</p>	<p>第16条 市、市民等及び施設関係者は、保護者が安心して子育てをすることができるよう支援しなければならない。</p>	<p>(個別の必要に応じて支援を受ける権利)</p>
<p>第16条 子ども権利の侵害に対して、迅速かつ適切な救済を図るとともに、その子どもの心身の回復を支援するために、那珂川市子どもの権利救済委員（以下「救済委員」といいます）を設けます。</p>	<p>(健全な発達を阻害する環境からの保護)</p>	<p>第16条 子どもは、その置かれた状況に応じ、子どもにとって必要な支援を受けることができる。そのためには、主として次に掲げる権利が保障されなければならない。</p>
<p>第6章 検証</p>	<p>第17条 市、市民等及び施設関係者は、健康に有害なもの、性的虐待、過激な暴力等の有害な情報その他の子どもの健全な発達を阻害する環境から子どもを保護し、又はその環境を改善するよう努めなければならない。</p>	<p>(1) 子ども又はその家族の国籍、民族、性別、言語、宗教、出身、財産、障害その他の置かれている状況を原因又は理由とした差別及び不利益を受けないこと。(※第一号のみ記載)</p>
<p>(子どもの権利委員会)</p>	<p>第5章 啓発</p>	<p>第3章 家庭、育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利の保障</p>
<p>第17条 この条例に基づく施策の実施状況を検証し、子どもの権利を保障するために、子どもの権利委員会を設置します。</p>	<p>(啓発)</p>	<p>第1節 家庭における子どもの権利の保障</p>
<p>(権利委員会の職務)</p>	<p>第18条 市は、子どもの権利の普及及び啓発に努めるものとする。</p>	<p>(親等による子どもの権利の保障)</p>
<p>第18条 権利委員会は、市長の諮問を受け、必要があるときは自らの判断で、子どもの権利の状況、子どもに関する施策における子どもの権利保障の状況などについて調査や審議を行います。</p>	<p>(学習等への支援)</p>	<p>第17条 親又は親に代わる保護者（以下「親等」という。）は、その養育する子どもの権利の保障に努めるべき第一義的な責任者である。</p>
<p>(提言とその尊重)</p>	<p>第19条 市は、家庭教育、学校教育及び社会教育の場において、子どもの権利についての学習及び研修が推進されるよう、必要な教育環境の整備に努めなければならない。</p>	<p>(養育の支援)</p>
<p>第19条 権利委員会は、調査や審議の結果を市長に報告し提言を行います。</p>	<p>(子どもの権利の日)</p>	<p>(虐待及び体罰の禁止)</p>
<p>第7章 雑則</p>	<p>第20条 市は、子どもの権利についての関心及び理解を深めるため、宗像市子どもの権利の日(以下「権利の日」という。)を設ける。</p>	<p>第19条 親等は、その養育する子どもに対して、虐待及び体罰を行ってはならない。</p>
<p>(委任)</p>	<p>第6章 子どもの権利の侵害に対する救済と回復</p>	<p>(虐待からの救済及びその回復)</p>
<p>第20条 この条例の施行に必要なことがらは、市長その他の執行機関が定めます。</p>	<p>(子どもの権利救済委員)</p>	<p>第20条 市は、虐待を受けた子どもに対する迅速かつ適切な救済及びその回復に努めるものとする。</p>
<p>(権利委員会の職務)</p>	<p>第21条 市は、子どもの権利の侵害に迅速かつ適切に対応し、その救済及び権利の回復を支援するため、宗像市子どもの権利救済委員(以下「救済委員」という。)を</p>	<p>第2節 育ち・学ぶ施設における子どもの権利の保障</p>
<p>(権利委員会の職務)</p>	<p>(育ち・学ぶ環境の整備等)</p>	<p>(育ち・学ぶ環境の整備等)</p>
<p>(権利委員会の職務)</p>	<p>第21条 育ち・学ぶ施設を設置者及び管理者（以下「施設設置管理者」という。）は、その子どもの権利の保障が図られるよう育ち・学ぶ施設において子どもが自ら</p>	<p>第21条 育ち・学ぶ施設を設置者及び管理者（以下「施設設置管理者」という。）は、その子どもの権利の保障が図られるよう育ち・学ぶ施設において子どもが自ら</p>

	<p>置く。</p> <p>(救済委員の職務)</p> <p>第 22 条 救済委員は、次に掲げる職務を行う。</p> <p>(1) 子どもの権利の侵害について、子どもその他関係者から相談を受け、その救済及び権利の回復のために、助言又は支援をすること。</p> <p>(※第一号のみ記載)</p> <p>(救済委員に対する支援及び協力)</p> <p>第 23 条 市は、救済委員の独立性を尊重し、その活動を積極的に支援しなければならない。</p> <p>(勧告又は要請への対応)</p> <p>第 24 条 市は、救済委員から勧告又は要請を受けたときは、速やかに、その対応状況等を報告しなければならない。</p> <p>(勧告又は要請等の内容の公表)</p> <p>第 25 条 救済委員は、必要と認めるときは、勧告若しくは要請又はその対応状況等を公表することができる。</p> <p>(報告等)</p> <p>第 26 条 救済委員は、毎年の活動状況等を市長に報告し、市民に公表する。</p> <p>第 7 章 施策の検証</p> <p>(子どもの権利の保障状況の検証)</p> <p>第 27 条 市は、この条例による施策、行動計画の実施状況及び子どもの権利の保障状況について毎年度検証を行わなければならない。</p> <p>第 8 章 雑則</p> <p>(委任)</p> <p>第 28 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p>	<p>育ち、学べる環境の整備に努めなければならない。</p> <p>(安全管理体制の整備等)</p> <p>第 22 条 施設設置管理者は、育ち・学ぶ施設の活動における子どもの安全を確保するため、災害の発生の防止に努めるとともに、災害が発生した場合にあっても被害の拡大を防げるよう関係機関、親等その他地域の住民との連携を図り、安全管理の体制の整備及びその維持に努めなければならない。</p> <p>(虐待及び体罰の禁止等)</p> <p>第 23 条 施設関係者は、その子どもに対し、虐待及び体罰を行ってはならない。</p> <p>(いじめの防止等)</p> <p>第 24 条 施設関係者は、いじめの防止に努めなければならない。</p> <p>(子ども本人に関する文書等)</p> <p>第 25 条 育ち・学ぶ施設における子ども本人に関する文書は、適切に管理され、及び保管されなければならない。</p> <p>第 3 節 地域における子どもの権利の保障</p> <p>(子どもの育ちの場等としての地域)</p> <p>第 26 条 地域は、子どもの育ちの場であり、家庭、育ち・学ぶ施設、文化、スポーツ施設等と一体となってその人間関係を豊かなものとする場であることを考慮し、市は、地域において子どもの権利の保障が図られるよう子どもの活動が安全の下で行うことができる子育て及び教育環境の向上を目指したまちづくりに努めるものとする。</p> <p>(子どもの居場所)</p> <p>第 27 条 子どもには、ありのままの自分でいること、休息して自分を取り戻すこと、自由に遊び、若しくは活動すること又は安心して人間関係をつくり合うことができる場所（以下「居場所」という。）が大切であることを考慮し、市は、居場所についての考え方の普及並びに居場所の確保及びその存続に努めるものとする。</p> <p>(地域における子どもの活動)</p> <p>第 28 条 地域における子どもの活動が子どもにとって豊かな人間関係の中で育つために大切であることを考慮し、市は、地域における子どもの自治的な活動を奨励するとともにその支援に努めるものとする。</p> <p>第 4 章 子どもの参加</p> <p>(子どもの参加の促進)</p> <p>第 29 条 市は、子どもが市政等について市民として意見を表明する機会、育ち・学ぶ施設その他活動の拠点となる場でその運営等について構成員として意見を表明する機会又は地域における文化・スポーツ活動に参加する機会を諸施策において保障することが大切であることを考慮して、子どもの参加を促進し、又はその方策の普及に努めるものとする。</p> <p>(子ども会議)</p> <p>第 30 条 市長は、市政について、子どもの意見を求めるため、川崎市子ども会議（以下「子ども会議」という。）を開催する。</p>
--	--	--

		<p>(参加活動の拠点づくり)</p> <p>第 31 条 市は、子どもの自主的及び自発的な参加活動を支援するため、子どもが子どもだけで自由に安心して集うことができる拠点づくりに努めるものとする。</p> <p>(自治的活動の奨励)</p> <p>第 32 条 施設設置管理者は、その構成員としての子どもの自治的な活動を奨励し、支援するよう努めなければならない。</p> <p>(より開かれた育ち・学ぶ施設)</p> <p>第 33 条 施設設置管理者は、子ども、その親等その他地域の住民にとってより開かれた育ち・学ぶ施設を目指すため、それらの者に育ち・学ぶ施設における運営等の説明等を行い、それらの者及び育ち・学ぶ施設の職員とともに育ち・学ぶ施設を支え合うため、定期的に話し合う場を設けるよう努めなければならない。</p> <p>(市の施設の設置及び運営に関する子どもの意見)</p> <p>第 34 条 市は、子どもの利用を目的とした市の施設の設置及び運営に関し、子どもの参加の方法等について配慮し、子どもの意見を聴くよう努めるものとする。</p> <p>第 5 章 相談及び救済</p> <p>(相談及び救済)</p> <p>第 35 条 子どもは、川崎市人権オンブズパーソンに対し、権利の侵害について相談し、又は権利の侵害からの救済を求めることができる。</p> <p>第 6 章 子どもの権利に関する行動計画</p> <p>(行動計画)</p> <p>第 36 条 市は、子どもに関する施策の推進に際し子どもの権利の保障が総合的かつ計画的に図られるための川崎市子どもの権利に関する行動計画（以下「行動計画」という。）を策定するものとする。</p> <p>(子どもに関する施策の推進)</p> <p>第 37 条 市の子どもに関する施策は、子どもの権利の保障に資するため、次に掲げる事項に配慮し、推進しなければならない。</p> <p>(1) 子どもの最善の利益に基づくものであること。(※第一号のみ記載)</p> <p>第 7 章 子どもの権利の保障状況の検証</p> <p>(権利委員会)</p> <p>第 38 条 子どもに関する施策の充実を図り、子どもの権利の保障を推進するため、川崎市子どもの権利委員会（以下「権利委員会」という。）を置く。</p> <p>(検証)</p> <p>第 39 条 権利委員会は、前条第 2 項の諮問があったときは、市長その他の執行機関に対し、その諮問に係る施策について評価等を行うべき事項について提示するものとする。</p> <p>(答申に対する措置等)</p> <p>第 40 条 市長その他の執行機関は、権利委員会からの答申を尊重し、必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>第 8 章 雑則</p> <p>(委任)</p> <p>第 41 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長その他の執行機関が定める。</p>
--	--	---

